

# 議案第1号

教育委員会定例会資料
平成27年2月12日
教育部学校教育課
課長：古幡 彰 担当：大澤 明彦
内線 763-176

## ○ 安曇野市立幼稚園条例の一部改正について

### 安曇野市立幼稚園条例の一部を改正する条例

安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「使用料」を「保育料」に改め、同条第2項中「使用料」を「保育料」に、「月額19,700円」を「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年安曇野市条例第 号）第3条に規定する額を限度として規則で定める額」に改める。

第5条（見出しを含む。）、第7条及び第8条中「使用料」を「保育料」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市立幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。